

目 次

- | | |
|-------------------------------------------------------|---|
| ○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（第一条関係） | 1 |
| ○ 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（第二条関係） | 3 |
| ○ 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令（平成三十一年政令第八十九号）（附則第二項関係） | 6 |

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

		第一百五十八条の二 次に掲げる普通地方公共団体の歳入（第三号、第六号及び第七号に掲げる歳入にあつては、当該普通地方公共団体の規則で定めるものに限る。以下この条において「地方税等」という。）については、前条第一項に規定する場合に限り、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。
一	地方税（当該地方税に係る地方税法第一条第一項第十四号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）	第一百五十八条の二 普通地方公共団体の歳入のうち、地方税（当該地方税に係る地方税法第一条第一項第十四号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。以下この条において同じ。）については、前条第一項に規定する場合に限り、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。
二	分担金	。
三	負担金	。
四	不動産売払代金	。
五	過料	。
六	損害賠償金（第八号に掲げる遅延損害金を除く。）	。
七	不当利得による返還金	。
八	第二号、第三号及び第五号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第三号、第四号及び前二号に掲げる歳入に係る遅延損害金	。

2 前項の規定により地方税等の収納の事務の委託を受けた者（次項及び第四項において「受託者」という。）は、納税通知書、納入通知書その他の地方税等の納入に関する書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づかなければ、地方税等の収納をすることができない。

3 会計管理者は、受託者について、定期及び臨時に地方税等の収納の事務の状況を検査しなければならない。

4・5 （略）

6 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により地方税等の収納の事務を同項に規定する者に委託した場合について準用する。

2 前項の規定により地方税の収納の事務の委託を受けた者（次項及び第四項において「受託者」という。）は、納税通知書その他の地方税の納入に関する書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づかなければ、地方税の収納をすることができない。

3 会計管理者は、受託者について、定期及び臨時に地方税の収納の事務の状況を検査しなければならない。

4 会計管理者は、前項の検査をしたときは、その結果に基づき、受託者に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

5 監査委員は、第三項の検査について、会計管理者に対し報告を求めることができる。

6 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により地方税の収納の事務を同項に規定する者に委託した場合について準用する。

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
(略)	(地方自治法施行令の財務に関する規定の準用) <p>第五十条 地方自治法施行令第百四十二条第一項及び第二項、第百四十三条、第百四十五条から第百四十八条まで、第百五十条、第百五十二条（第一項第一号に係る部分を除く。）、第百五十四条から第百五十八条まで、第百五十九条（第一項第一号に係る部分を除く。）、第百五十四条から第百五十八条まで、第百五十八条まで、第百五十八条の二（第一項第一号、第二号及び第五号に係る部分を除く。）、第百五十九条、第百六十条、第百六十一条から第百六十五条の八まで、第百六十六条の二から第百六十七条の十七まで、第百六十九条から第百六十九条の七まで、第百七十条の二、第百七十条の四、第百六十八条の六、第百六十八条の七第一項及び第三項、第百六十九条から第百六十九条の八まで、第百六十六条の二から第百六十七条的八まで、第百六十八条の七第一項及び第三項、第百六十九条から第百六十九条の七まで、第百六十九条の二、第百七十条の四、第百七十条の五第一項及び第二項前段、第百七十一条から第百七十二条の六まで、第百七十三条の三までの規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、これらの規定（同令第百六十九条の二第一号、第百七十三条及び第百七十三条の三の規定を除く。）中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	(地方自治法施行令の財務に関する規定の準用) <p>第五十条 地方自治法施行令第百四十二条第一項及び第二項、第百四十三条、第百四十五条から第百四十八条まで、第百五十条、第百五十二条（第一項第一号を除く。）、第百五十四条から第百五十八条まで、第百五十九条、第百六十条、第百六十一条から第百六十五条の八まで、第百六十六条の二から第百六十七条の十七まで、第百六十八条の六、第百六十九条の二、第百七十条の四、第百七十条の五第一項及び第二項前段、第百七十一条から第百七十二条の六まで、第百七十三条の三までの規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、これらの規定（同令第百六十九条の二第一号、第百七十三条及び第百七十三条の三の規定を除く。）中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

第一百五十八条第四項		
第一百五十八条の二		(略)
第一百五十八条の二		
第一百五十八条の二		
第五項	第五項	
第七号	第七号	
項第十五条及び第十七号	項第十五条及び第十七号	
第一百六十七条の十	第一百六十七条の十	
七 る 条例で定めるものとす る 合併特例区協議会の 同意を得た合併特例 区規則で定めるもの とする。この場合に おいて、当該合併特 例区規則は、合併市	(略) (略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略) (略)
第一百六十七条の十 の合併の特例に関する法律第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。 。)の監査委員	会計管理者 合併特例区の長	監査委員 合併市町村(市町村の合併の特例に関する法律第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。 。)の監査委員
第一百六十七条の十 の合併の特例に関する法律第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。 。)の監査委員	会計管理者 合併特例区の長	監査委員 合併市町村(市町村の合併の特例に関する法律第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。 。)の監査委員

第一百五十八条第四項		
(新設)		(略)
(新設)		(略)
(新設)		(略)
第七号	第七号	
項第十五条及び第十七号	項第十五条及び第十七号	
第一百六十七条の十	第一百六十七条の十	
七 る 条例で定めるものとす る 合併特例区協議会の 同意を得た合併特例 区規則で定めるもの とする。この場合に おいて、当該合併特 例区規則は、合併市	(略) (略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略) (略)
第一百六十七条の十 の合併の特例に関する法律第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。 。)の監査委員	会計管理者 合併特例区の長	監査委員 合併市町村(市町村の合併の特例に関する法律第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。 。)の監査委員
第一百六十七条の十 の合併の特例に関する法律第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。 。)の監査委員	会計管理者 合併特例区の長	監査委員 合併市町村(市町村の合併の特例に関する法律第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。 。)の監査委員

2 (略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	町村の議会の議決を経てする当該合併市町村の長の承認を受けなければ、その効力を生じない

2 法第三十五条の規定は、前項の規定により読み替えて準用する地方自治法施行令第百六十七条の十七に規定する合併特例区規則を制定した場合について準用する。	(略)	(略)	(略)	町村（市町村の合併の特例に関する法律第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）の議会の議決を経てする当該合併市町村の長の承認を受けなければ、その効力を生じない
--------------------------------------------------------------------------------	-----	-----	-----	--------------------------------------------------------------------------------------

○ 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令（平成三十一年政令第八十九号）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（収納の特例）

第九条 （略）

第九条 法第二十条第一項に規定する政令で定める法令の規定は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条の二第一項の規定とする。

2 法第十条の規定により法人の事業税に係る地方団体の徴収金と併せて納付しなければならない特別法人事業税に係る徴収金の収納の事務については、特別法人事業税に係る徴収金を地方自治法施行令第百五十九条の二第一項第一号に掲げる地方税とみなして、同項から同条第三項まで及び同条第六項の規定を適用する。

2 法第十条の規定により法人の事業税に係る地方団体の徴収金と併せて納付しなければならない特別法人事業税に係る徴収金の収納の事務については、特別法人事業税に係る徴収金を地方自治法施行令第百五十九条の二第一項に規定する地方税とみなして、同項から同条第三項まで及び同条第六項の規定を適用する。

3 （略）

3 法第二十条第二項の規定により地方団体の徴収金とみなされた特別法人事業税に係る徴収金についての地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の五の二の規定の適用については、同条第六号中「事業税」とあるのは、「事業税及び特別法人事業税」とする。